

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠文書】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年9月26日
【事業年度】	第78期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	リケンテクノス株式会社
【英訳名】	RIKEN TECHNOS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 宏一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
【電話番号】	東京 03（3663）7991（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 房和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋本町三丁目11番5号
【電話番号】	東京 03（3663）7991（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 高橋 房和
【縦覧に供する場所】	リケンテクノス株式会社大阪支店 （大阪市北区西天満四丁目11番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第78期（自平成18年4月1日至19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

①～⑤（省略）

（訂正後）

①～⑤（省略）

⑥取締役の定数

当社の取締役は、12名以内とする旨を定款で定めております。

⑦取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑧取締役会で決議することができる株主総会決議事項

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。